
プロジェクト ユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止に関する対応

項目 ユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止による影響についての分析

I. 本資料の目的

1. 本資料は、ユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止による影響に関して、事務局の分析をお示しすることを目的としている。なお、ユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止に関する対応についての事務局からの提案については、今後検討を予定している。

II. 検討の経緯

2. 2014 年 7 月の金融安定理事会 (FSB) による提言に基づく金利指標改革 (以下「金利指標改革」という。) が進められる中、ロンドン銀行間取引金利 (London Interbank Offered Rate。以下「LIBOR」という。) の公表が 2021 年 12 月末に恒久的に停止されることとなり、後継の金利指標への置換えを余儀なくされることが見込まれた。
3. 金利指標改革に起因する LIBOR の置換えは、企業自身の意思決定に基づくものではなく、企業からみると不可避免的に生じる事象である。この点、ヘッジ会計の適用に関して、金利指標改革の影響のみに起因して、金融商品会計基準等¹の定めに従い、その適用を中止又は終了し、損益を認識することに対する懸念が多く聞かれたため、適切な適用範囲を定め、たうえでヘッジ会計の適用に関する特例的な取扱いを定めることが必要であると考え、実務対応報告第 40 号「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(以下「実務対応報告第 40 号」という。) を公表することとした。
4. ここで、2022 年 3 月の実務対応報告第 40 号を改正した時点においても、米ドル建 LIBOR 及びそれ以外の通貨建ての LIBOR に関する不確実性が完全になくなったというだけでもないため、金利指標置換え後の取扱いについて再度確認を行う時期を 1 年

¹ 本資料では、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」及び日本公認会計士協会が公表している「金融商品会計に関する Q&A」を総称して「金融商品会計基準等」と記載する。

後に限定せず、将来必要な場合には改めて確認を行うこととしていた。

5. この点、第 517 回企業会計基準委員会（2023 年 12 月 27 日開催）及び第 209 回金融商品専門委員会（2023 年 12 月 26 日開催）（以下「第 517 回企業会計基準委員会等」という。）では、金利指標置換後の取扱いに対して、適用時期の更なる延長などの追加的な対応は行わないとすることが確認された。
6. この際、一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関（以下「TIBOR 運営機関」という。）より 2023 年 8 月に公表された「ユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止の実施可否等に関する市中協議」²（以下、「市中協議」という。）に関して、公表停止が決定された場合には対応要否を検討することが必要と考えられるとの意見が聞かれた。
7. ここで、2024 年 3 月 6 日に TIBOR 運営機関より、ユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止が公表されたことを踏まえ、本資料ではユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止による影響についての事務局の分析をお示しする。

III. ユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止に関する概要

8. 2024 年 3 月 6 日に TIBOR 運営機関より、ユーロ円 TIBOR の全テナー（1 週間物、1 か月物、3 か月物、6 か月物、12 か月物）を 2024 年 12 月末で恒久的に公表停止することを決定した旨が公表された³。
9. ここで、ISDA（International Swap and Derivatives Association）マスター契約に基づき取引されるデリバティブ契約（以下「ISDA デリバティブ」という。）については、2021 年にユーロ円 TIBOR を含む対象となる金利指標が公表停止した場合に後継金利に切り替えるための条項（フォールバック条項／フォールバック・プロトコル）が導入されており、2024 年 3 月の TIBOR 運営機関による「ユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止（2024 年 12 月末）の決定について」の公表が、ISDA 定義集等における「公表停止トリガー」に該当するとして、Bloomberg による算出・公表されるスプレッド調整値が 2024 年 3 月 6 日に確定した旨を含むステートメントが

²

https://www.jbatibor.or.jp/Public_Consultation_on_permanent_cessation_of_Euroyen_TIBOR.pdf

³ https://www.jbatibor.or.jp/Statement_on_future_cessation_of_Euroyen_TIBOR.pdf

ISDA より公表された⁴。

10. また、2024年3月6日に TIBOR 運営機関が公表した「ユーロ円 TIBOR に関する調査 結果概要 (2023年9月末基準)」では、2023年9月末時点におけるユーロ円 TIBOR を参照する貸出のエクスポージャーは約 3.5 兆円 (契約件数は 2,782 件)⁵であり、またユーロ円 TIBOR を参照する非 ISDA デリバティブ⁶ (フォールバック条項導入済みの契約を含む。) の想定元本は約 1.8 兆円 (契約件数は 100 件)⁷とされている。
11. さらに、金融庁が 2023年12月に公表したアナウンスメント⁸では、市場参加者に対し、遅くとも 2024年6月末までにユーロ円 TIBOR を参照する商品の新規取引を停止することを推奨していることから、2024年3月末時点での貸出及びデリバティブの契約は 2023年9月末時点よりも減少していると考えられる。

IV. ASBJ 事務局の分析

実務対応報告第 40 号を参考にすることの可否について

12. ユーロ円 TIBOR を参照する金融商品は、実務対応報告第 40 号の適用範囲に含まれていないものの (実務対応報告第 40 号第 3 項)、実務対応報告第 40 号第 28 項には次の定めが置かれている。

28. なお、本実務対応報告は、公表時点において公表停止が見込まれている LIBOR を対象としているが、今後、LIBOR 以外の金利指標でも、金利指標改革に伴い公表停止が見込まれる場合には、当該金利指標を参照している金融商品の取扱いについても、本実務対応報告を参考にすることが考えられる。

13. 前項のとおり、LIBOR 以外の金利指標についても金利指標改革に伴い公表停止が見込まれる場合には、当該金利指標を参照している金融商品の取扱いについて実務対

⁴ [ISDA Statement on JBATA' s Euroyen TIBOR Announcement - International Swaps and Derivatives Association](#)

⁵ 満期が 2024年12月末を超える契約は約 2.1 兆円 (契約件数は 1,466 件) とされている。

⁶ ユーロ円 TIBOR に関する調査 結果概要 (2023年9月末基準) では、「ISDA Master Agreement (ISDA マスター契約) に準拠している、または、契約相手方が CCP である店頭デリバティブ取引以外の店頭デリバティブ取引を指します。」とされている。

⁷ 満期が 2024年12月末を超える契約は約 1.4 兆円 (契約件数は 80 件) とされている。

⁸ <https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20231222/20231222.html>

応報告第 40 号を参考にすることが考えられるとされていることから、ユーロ円 TIBOR の公表停止が金利指標改革に伴うものかどうか論点となると考えられる。

14. この点、TIBOR 運営機関が公表した市中協議では、ユーロ円 TIBOR の公表停止は、証券監督者国際機構 (IOSCO) が公表した「金融指標に関する原則の最終報告書」及び金融安定理事会 (FSB) が公表した「主要な金利指標の改革」等を踏まえ、「全銀協 TIBOR 改革 Next」として対応が進められたものであるとされている。
15. 前項のとおり、ユーロ円 TIBOR の公表停止は金利指標改革に伴うものであると考えられることから、ユーロ円 TIBOR を参照する金融商品についても実務対応報告第 40 号を参考にすることができると考えられる。
16. ここで、実務対応報告第 40 号における一部の取扱いに関して、期限の定めが設けられている。このため、以降では、ユーロ円 TIBOR を参照する金融商品について実務対応報告第 40 号を参考にした場合の取扱いについて確認したうえで、実務対応報告第 40 号を参考にした場合の影響についての分析を行う。

実務対応報告第 40 号を参考にした場合の取扱いについての確認

17. 本資料第 5 項のとおり、第 517 回企業会計基準委員会等では金利指標置換後の取扱いに対して、適用時期の更なる延長などの追加的な対応は行わないとすることが確認された。
18. 以降では、前項を前提として、ユーロ円 TIBOR を参照する金融商品について実務対応報告第 40 号を参考にした場合、金利指標置換前の会計処理、金利指標置換時⁹の会計処理、金利指標置換後の会計処理及び関連する注記事項に関して、どのように取り扱われるかについて確認を行う。

(金利指標置換前の会計処理：繰延ヘッジ、包括ヘッジ、時価ヘッジ、金利スワップの特例処理等¹⁰)

19. 金利指標置換前の会計処理に関して、実務対応報告第 40 号では、期限の定めは置

⁹ 「金利指標置換時」とは、金利指標改革に起因して公表が停止される見通しである LIBOR に関して、ヘッジ対象の金融商品及びヘッジ手段の金融商品の双方の契約において後継の金利指標を基礎とした計算が開始される時点（双方の契約において時点が異なる場合はいずれか遅い時点）をいう。ヘッジ対象又はヘッジ手段の金融商品のうちいずれかのみが LIBOR を参照している場合は、そのいずれかにおいて後継の金利指標を基礎とした計算が開始される時点をいう（実務対応報告第 40 号第 4 項(4)）。

¹⁰ 本資料では、金利スワップの特例処理と外貨建会計処理基準等における振当処理をあわせて「金利スワップの特例処理等」としている。

かれていないことから、金利指標置換前において実務対応報告第 40 号を参考にヘッジ会計を継続して適用することが可能であると考えられる（実務対応報告第 40 号第 5 項から第 12 項）。

(金利指標置換時の会計処理：繰延ヘッジ)

20. 金利指標置換時の会計処理に関して、実務対応報告第 40 号では、期限の定めは置かれていないことから、金利指標置換時において実務対応報告第 40 号を参考に当初のヘッジ会計開始時にヘッジ文書で記載したヘッジ取引日（開始日）、識別したヘッジ対象、選択したヘッジ手段等を変更したとしても、ヘッジ会計の適用を継続することができると考えられる（実務対応報告第 40 号第 13 項）。

(金利指標置換後の会計処理)**繰延ヘッジ**

21. 繰延ヘッジに関して、実務対応報告第 40 号では、2024 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度までは事後テストにおけるヘッジの有効性評価の結果、ヘッジ有効性が認められなかった場合であってもヘッジ会計の適用を継続することができるとしている（実務対応報告第 40 号第 14 項）。
22. また、2024 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度の翌事業年度の期首以降にヘッジ有効性の評価（事後テスト）を実施するときは、原則としてヘッジ開始時を起点としてヘッジ対象及び手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較するが、継続適用を条件に、金利指標置換時を起点とすることを選択することができるとしている（実務対応報告第 40 号第 15 項及び第 16 項）。
23. ユーロ円 TIBOR は先決めレートであり、またユーロ円 TIBOR の公表停止は 2024 年 12 月末とされていることから、ユーロ円 TIBOR を参照する金融商品の金利指標置換時は 2024 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度の翌事業年度以降となる場合があると考えられる。このため、実務対応報告第 40 号を参考にした場合であっても、ユーロ円 TIBOR を参照する金融商品について本資料第 21 項のヘッジ会計の適用に関する特例的な取扱いを適用することはできない場合があると考えられる。

包括ヘッジ

24. 包括ヘッジに関して、実務対応報告第 40 号では、個々の資産又は負債のリスクに対する反応とグループ全体のリスクに対する反応が、ほぼ同様であると認められなかった場合であっても、2024 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度まで包括ヘッジの適用を継続することができるとしている（実務対応報告第 40 号第 18 項）。

25. 一方、2024年3月31日以前に終了する事業年度の翌事業年度以降は、「例えば、個々の資産又は負債の時価の変動割合又はキャッシュ・フローの変動割合が、ポートフォリオ全体の変動割合に対して上下10%の範囲内にあるかどうかにより、個々の資産又は負債はリスクに対する反応がほぼ同様であるかどうかを判断している場合には、個々の資産又は負債の時価の変動割合又はキャッシュ・フローの変動割合が、ポートフォリオ全体の変動割合に対して上下10%の範囲外となった場合であっても、包括ヘッジの適用を継続することができる」とする前項のヘッジ会計の適用に関する特例的な取扱いを適用することはできないと考えられる（実務対応報告第40号第44項）。

金利スワップの特例処理等

26. 金利スワップの特例処理等に関して、実務対応報告第40号では、2024年3月31日以前に終了する事業年度まで金利スワップの特例処理等の適用を継続することができるとしている（実務対応報告第40号第19項及び第19-3項）。また、金利指標置換時が2024年3月31日以前に終了する事業年度の期末日までに到来していない場合であっても、2024年3月31日以前に終了する事業年度までに行われた契約条件の変更¹¹又は契約の切替¹²（以下「契約条件の変更等」という。）が所定の要件¹³を満たしているときには、2024年3月31日以前に終了する事業年度の期末日後に到来する金利指標置換時以後も金利スワップの特例処理等を継続することができるとしている（実務対応報告第40号第19-2項及び第19-3項）。
27. このため、後継の金利指標を基礎とした計算が開始される時点が2024年3月31日以前に終了する事業年度の期末日後に到来する場合であっても、2024年3月31日以前に終了する事業年度までに契約条件の変更等がなされている場合には金利スワップの特例処理等を継続することができる。
28. 一方、仮に適用時期の更なる延長を行わなかった場合、デリバティブ契約等に関して、2024年3月31日以前に終了する事業年度までに後継の金利指標への置換に関する契約条件の変更等がなされていない場合には、前項の取扱いが適用できないことになると考えられる。

¹¹ 「契約条件の変更」とは、既存の契約の契約条件の内容を変更することをいう（実務対応報告第40号第4項(1)）。

¹² 「契約の切替」とは、既存の契約をその満了前に中途解約し、直ちに新たな契約を締結することをいう（実務対応報告第40号第4項(2)）。

¹³ 詳細は、実務対応報告第40号第19-2項及び第11項を参照。

(注記事項)

29. 実務対応報告第 40 号を適用することを選択した企業については、2024 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度まで一定の注記を行うことが要求されている（実務対応報告第 40 号第 20 項及び第 21 項）。
30. ここで、ユーロ円 TIBOR を参照する金融商品について実務対応報告第 40 号を参考にした場合、前項と同様の注記を行うことが考えられるものの、当該注記事項は 2024 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度まで行うことを要求している一方、2024 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度の翌事業年度以降においては要求されないこととなる。

(小括)

31. 上述したユーロ円 TIBOR を参照する金融商品について実務対応報告第 40 号を参考にした場合の取扱いをまとめると、次のとおりである。

	繰延ヘッジ	包括ヘッジ	時価ヘッジ	金利スワップの特例処理等
金利指標置換前の の 会計処理	<p>検討不要 期限の定めは置かれておらず、実務対応報告第 40 号を参考にヘッジ会計を継続して適用することができると考えられる。</p>			
金利指標置換時の の 会計処理	<p>検討不要 期限の定めは置かれておらず、実務対応報告第 40 号を参考に当初のヘッジ会計開始時にヘッジ文書で記載したヘッジ対象等変更したとしても、ヘッジ会計を継続して適用することができると考えられる。</p>	<p>検討不要 実務対応報告第 40 号において具体的な定めは置いていない。</p>	<p>検討不要 実務対応報告第 40 号において具体的な定めは置いていない。</p>	<p>検討不要 実務対応報告第 40 号において具体的な定めは置いていない。</p>

金利指標置換後の 会計処理	(1) 要検討 実務対応報告第40号では、2024年3月31日以前に終了する事業年度を期限とする特例的な取扱い（本資料第21項参照。）が定められているため、ユーロ円TIBORの恒久的な公表停止による影響に関して検討することが考えられる。	(2) 要検討 実務対応報告第40号では、2024年3月31日以前に終了する事業年度を期限とする特例的な取扱い（本資料第24項参照。）が定められているため、ユーロ円TIBORの恒久的な公表停止による影響に関して検討することが考えられる。	検討不要 実務対応報告第40号において具体的な定めは置いていない。	(3) 要検討 実務対応報告第40号では、2024年3月31日以前に終了する事業年度を期限とする特例的な取扱い（本資料第26項参照。）が定められているため、ユーロ円TIBORの恒久的な公表停止による影響に関して検討することが考えられる。
注記事項	(4) 要検討 ユーロ円TIBORを参照する金融商品に関して、実務対応報告第40号と同様の注記を行うことが考えられる。ただし、当該注記事項は2024年3月31日以前に終了する事業年度の翌事業年度以降においては要求されていない一方、ユーロ円TIBORを参照する金融商品の金利指標置換時は2024年3月31日以前に終了する事業年度の翌事業年度以降に到来すると考えられるため、ユーロ円TIBORの恒久的な公表停止による影響に関して検討することが考えられる。			

32. 前項のとおり、次の事項については実務対応報告第40号において期限の定めが設けられている。ここでユーロ円TIBORを参照する金融商品の金利指標置換時は2024年3月31日以前に終了する事業年度の翌事業年度以降となる場合があると考えられる。このため、次項以降でユーロ円TIBOR参照する金融商品について、実務対応報告第40号を参考にした場合の影響について分析を行う。なお、(1)及び(2)については、まとめて分析を行う。

- (1) 金利指標置換後の会計処理：繰延ヘッジ
- (2) 金利指標置換後の会計処理：包括ヘッジ
- (3) 金利指標置換後の会計処理：金利スワップの特例処理等

(4) 注記事項

実務対応報告第 40 号を参考にした場合の影響に関する分析**(金利指標置換後の会計処理：繰延ヘッジ及び包括ヘッジについて)**

33. ユーロ円 TIBOR は先決めレートであり、またユーロ円 TIBOR の公表停止は 2024 年 12 月末とされていることから、ユーロ円 TIBOR を参照する金融商品の金利指標置換時は 2024 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度の翌事業年度以降となる場合がある。
34. この点、繰延ヘッジについては、2024 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度の翌事業年度の期首以降に事後テストの実施が要求されるものの、継続適用を条件に金利指標置換時を起点とすることを選択すること（以下「金利指標置換時を起点とするオプション」という。）が認められている（実務対応報告第 40 号第 15 項及び第 16 項）。金利指標置換時を起点とするオプションについては期限の定めを置いていないことから、金利指標置換時が 2024 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度の翌事業年度以降においても当該オプションを適用することができ、これにより金利指標置換後の事後テストへの影響は一定程度軽減されると考えられる。
35. しかしながら、ユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止に関して対応を行わないとした場合、実務対応報告第 40 号を参考にした場合であっても、ユーロ円 TIBOR を参照する金融商品をヘッジ対象及び／又はヘッジ手段とするヘッジ会計については、実務対応報告第 40 号で定める繰延ヘッジ及び包括ヘッジの適用に関する特例的な取扱い（本資料第 21 項及び第 24 項参照）を適用することができず、ヘッジ会計に関する金融商品会計基準等の定めに従い事後テスト等を行うことになると考えられる。

(金利指標置換後の会計処理：金利スワップの特例処理等について)

36. 金利スワップの特例処理等に関して、実務対応報告第 40 号では、後継の金利指標を基礎とした計算が開始される時点が 2024 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度の期末日後に到来する場合であっても、2024 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度までに契約条件の変更等がなされている場合には金利スワップの特例処理等を継続することができることとされている（実務対応報告第 40 号第 19-2 項及び第 19-3 項）。
37. この点、本資料第 9 項のとおり、ユーロ円 TIBOR を参照する ISDA デリバティブにはフォールバック条項が導入されており、2024 年 3 月 6 日に後継金利適用時のス

プレッド調整値が確定している。このため、当該 ISDA デリバティブについては、2024 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度の期末日後にユーロ円 TIBOR を後継の金利指標に変更するための契約条件の変更等は不要であることから、実務対応報告第 40 号を参考とした場合には、2024 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度の翌事業年度以降においても前項の特例的な取扱いを適用することができると考えられる。

38. また、ISDA デリバティブ以外のデリバティブ契約についても、フォールバック条項が導入されている場合、2024 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度の期末日後にユーロ円 TIBOR を後継の金利指標に変更するための契約条件の変更等は不要と考えられるため、当該デリバティブ契約についても 2024 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度の翌事業年度以降においても本資料第 36 項の特例的な取扱いを適用することができると考えられる。
39. しかしながら、例えばユーロ円 TIBOR を参照する非 ISDA デリバティブのうち、フォールバック条項が導入されていないデリバティブ契約については、2024 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度の期末日後にユーロ円 TIBOR を後継の金利指標に変更するための契約条件の変更等がなされる場合があると考えられる。ユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止に関して対応を行わないとした場合、このようなデリバティブ契約をヘッジ手段とするデリバティブ契約については本資料第 36 項の特例的な取扱いを適用することができず、金融商品会計基準等におけるヘッジ会計の原則的な取扱いを踏まえて会計処理されることになると考えられる。

(注記事項について)

40. ユーロ円 TIBOR を参照する金融商品について実務対応報告第 40 号を参考にした場合、2024 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度までは実務対応報告第 40 項と同様の注記を行うことになると考えられる一方、2024 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度の翌事業年度以降においては要求されないことになると考えられる。
41. この点、ユーロ円 TIBOR を参照する金融商品をヘッジ対象及び／又はヘッジ手段とする繰延ヘッジ、包括ヘッジ及び金利スワップの特例処理等の金利指標置換後の会計処理に関して、実務対応報告第 40 号の特例的な取扱いの適用時期の延長などの対応を行うとした場合、注記事項についても開示期限の延長などの対応を行うことが考えられる。

(小括)

42. 上述のとおり、ユーロ円 TIBOR を参照する金融商品について実務対応報告第 40 号を参考にした場合、繰延ヘッジ、包括ヘッジ及び金利スワップの特例処理等の金利

指標置換後の会計処理及び関連する注記事項に関して影響が生じる可能性があると考えられるものの、具体的なニーズの有無について ASBJ 事務局では十分に把握できていない。このため、企業会計基準委員会の委員及び金融商品専門委員会の専門委員にユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止に関して対応が必要かどうかについての意見を伺うことが考えられる。

V. 本資料の総括

43. ユーロ円 TIBOR 参照する金融商品について、実務対応報告第 40 号を参考にした場合の影響に関する事務局の分析（本資料第 33 項から第 42 項）についてご意見を伺うことが考えられる。
44. また、ユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止に関して対応が必要かどうかについて、企業会計基準委員会の委員及び金融商品専門委員会の専門委員にご意見を伺うことが考えられる。

ディスカッション・ポイント

- ① 本資料第 12 項から第 44 項の事務局の分析についてご意見を伺いたい。
- ② ユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止に関して対応が必要かどうかについてご意見を伺いたい。

以 上